

# 労働保険、社会保険 [その1 給付のあらまし]

## 労働保険

### 労災保険

業務灾害  
通勤灾害  
など

- 療養補償 (医療費は原則、全額給付。装具の費用も給付)
- 休業補償 (賃金の6割+特別支給金2割=8割を休業4日目から給付)
- 傷病補償年金 (1年6ヶ月たっても傷病が治らず、傷病等級が1~3級に該当するとき)
- 障害補償 (障害等級1級~7級は年金(賃金の313日~131日分)  
8級~14級は一時金(賃金の503日~56日) } + 342~8万円の一時金
- 遺族補償 (遺族の数により賃金の153日~245日分の年金+300万円の一時金)
- 葬祭料 (315,000円+賃金の30日分)

### 雇用保険

失業、育休  
雇用継続  
など

- 基本手当 (年齢、加入年数、離職理由により基本手当日額(退職前の賃金の45%~80%)の90~360日支給。)  
※65才以上で退職した時や季節的短期雇用者は、それぞれ高齢者給付金、特別一時金として基本手当日額の30~50日分を一時金で支給。
- 就職促進手当 (早期に就業、就職した場合、基本手当の一定割合を支給)
- 高年齢者雇用継続給付金 (60才以降の賃金が60才到達時賃金の75%未満になった時、その低下率に応じ60才以降の賃金の最高15%支給)
- 育児休業給付金 (休業前賃金の3割を休業中に、2割を職場復帰6ヶ月後に。子が1才まで。)
- 介護休業給付金 (休業前賃金の4割を休業中に支給。93日が限度)

## 社会保険

### 健康保険

業務外、  
通勤外の  
病気、ケガ  
など

- 療養費 (医療費、食事代等の給付。医療費は原則3割自己負担。自己負担限度額あり)
- 高額療養費 (医療費の自己負担が一定額を越えた時越えた分を支給)
- 傷病手当金 (休業4日目から欠勤1日につき賃金日額の3分の2支給)
- 出産一時金 (妊娠85日以上での出産等に一児につき42万円支給)
- 出産手当金 (産前6週産後8週の範囲で欠勤1日につき賃金日額の3分の2支給)
- 埋葬料 (一律5万円支給)

- 老齢年金  $\left\{ \begin{array}{l} \text{厚生年金、国民年金、共済等の} \\ \text{加入期間が25年以上あるとき} \\ \text{(生年月日により15~24年に短縮)} \end{array} \right\} \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{老齢厚生年金+老齢基礎年金を} \\ \text{原則 65 才から支給} \\ \text{(生年月日より60~64歳から特別支給)} \end{array} \right\}$

### 厚生年金

老齢、障害  
死亡など  
※労災保険の  
年金と併給  
(一部調整)

- 障害年金  $\left\{ \begin{array}{l} \text{厚生年金加入中の} \\ \text{病気ケガで障害等級} \\ \text{1~3級になったとき} \end{array} \right\} \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{1級:報酬比例部分} \times 1.25 \\ \text{2級:報酬比例部分} \\ \text{3級:報酬比例部分} \end{array} \right\} <\text{障害基礎年金}> \text{ 配偶者や} \\ \text{+ 792,100 円 + 子の加算}$
- 遺族年金  $\left\{ \begin{array}{l} \text{厚生年金加入中や老} \\ \text{齢年金の受給資格の} \\ \text{ある人が死亡したとき} \end{array} \right\} \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{子のある妻:夫の報酬比例} \\ \text{部分の 3/4 + 792,100 円 + 子の加算} \\ \text{子のない妻:《遺族厚生年金》(夫の死亡当時40才以上} \\ \text{の妻には+594,200 円) } \end{array} \right\}$

(注)この説明で使われている賃金とはこんな意味です。

①「労災保険」での賃金 → 受傷する直前3ヶ月間の賃金を3ヶ月間の暦日数で除した額(平均賃金)

②「雇用保険」での賃金 → 離職前(育児、介護休業の時は休業開始前)6ヶ月間の賃金を180日で除した額

③「健康保険」での賃金 → 通常4. 5. 6月に支払われた賃金の平均額、大幅に昇降給あった時はその後3ヶ月の平均額《標準報酬月額》を30日で除した額